

# 国立大学法人小樽商科大学施設委員会規程

(平成23年3月11日制定)

(設置)

第1条 本学に、施設整備計画及び環境対策に関する重要事項を審議するため、施設委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事（総務担当副学長兼務）
- (2) 理事（教育担当副学長兼務）
- (3) 学長が指名する教員 若干名
- (4) 事務局長
- (5) 教務課長
- (6) 会計課長
- (7) 施設課長

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 施設等整備の将来計画に関する事項
- (2) 現有施設等の有効活用及び評価に関する事項
- (3) 土地及び建物の利用計画及び運用に関する事項
- (4) 構内交通対策に関する事項
- (5) 施設環境及びエネルギー管理に関する事項
- (6) その他委員会が必要と認める事項

(任期)

第4条 第2条第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、理事（総務担当副学長兼務）をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(専門部会)

第8条 委員会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、施設課において行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 国立大学法人小樽商科大学交通対策委員会規程（昭和57年11月4日制定、平成21年4月1日最終改正）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。